

ごみの分別に関する重要なお知らせ

令和7年1月からプラスチックの分別方法が変わります。

令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」を受け、丹波篠山市は今まで燃えるごみとして処理されてきた「プラスチック製品」のリサイクルに取り組みます。

現在ピンク色の指定袋では、プラマークのついた「プラスチック容器包装」のみ収集していますが、令和7年1月から、プラマークのついていない「プラスチック製品」も合わせて収集します。

分別の詳細については、令和6年10月～12月に広報やチラシ、ホームページで改めてお知らせします。

令和7年1月から「プラスチック類」として収集するもの

現在リサイクルしているもの **プラスチック容器包装** プラマークの記載された容器包装



このリサイクルマークが
ついた容器包装のみ



カップ麺の
カップ等



お菓子の袋
衣料品の袋



お菓子の
トレー



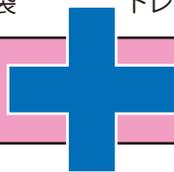
レジ袋



ソース・
洗剤等の
ボトル



コンビニ弁当
の容器



令和7年1月から **新たにリサイクルできるようになるもの** **プラスチック製品**

すべてがプラスチックでできている製品



ストロー・スプーン
フォークなど



コップ・皿
など



CD・DVD
ケース



プラスチック
トレー



プラスチック
ハンガー



クリア
ファイル



くし・ヘア
ブラシ



ハエ
叩き



歯ブラシ



プラスチック製
保存容器



プラスチック製
植木鉢・プランター



プラスチックバケツ・
洗面器・ジョーロなど



プラスチック製
収納ケース



弁当箱



哺乳びん



定規



ボールペン・
シャープペン
(芯は外す)



ビニール
シート

他には、スマホケース・おはし・はし箱・タンブラー・バラン・筆箱・ざる・風呂のイス など

⚠️ 使い捨てライターはガスを抜いて燃えるごみで出してください。

ご不明な点は市民衛生課(☎079-552-6253(直通))または清掃センター(☎079-596-0844)までお問い合わせください。